

令和7年度小林市立東方中学校運動部活動に係る方針

本方針策定の趣旨等

部活動は、学校教育の一環として長きにわたり行われてきた。教育課程外ではあるが、生徒にとっても指導者にとっても心身ともに大きな成長の糧となる重要な役割を担つてゐる。しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えている。とりわけ、少子化が進展する中、運動部活動においては、従前と同様の運営体制では、維持は難しくなってきており、学校や地域によっては存続の危機にある。

そこで、本校では国・県・市の方針に基づき、下記の内容を踏まえて運営に努めることとした。

- a 体力の増進、スポーツ技能の向上、個性の伸張を図る。
- b 苦難に打ち克つ忍耐力、他と協調する態度を養う。
- c 正しい礼儀、ルールを守る習慣を身に付け、生活態度を養う。
- d 余暇を有効に活用する能力や態度の育成を図る。
- e 心身共に健康で、知・徳・体・食のバランスのとれた能力育成を目指す。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動方針の策定等

- ア 校長は、県教委及び市教委の方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- イ 部顧問は、市教委が作成した別添様式を参考に、年間活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び参加予定大会日程等）を作成し、校長に提出する。
- ウ 校長は、上記ア・イの活動方針及び活動計画、活動の様子等を学校のホームページや通信への掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。（文化部については、状況に応じて設置）
- イ 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績等の確認により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- エ 校長は、教師の部活動の関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- ア 校長、部顧問は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。特に運動部活動においては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則った指導を行う。
- イ 部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ウ 部顧問は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的

知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

① 学期中の休養日の設定

週当たり2日以上の休養日を設ける。〔平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。第3日曜日は「家庭の日」の趣旨を踏まえ、原則として部活動を実施しないこととする。〕

② 長期休業中の休養日の設定

学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養日をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

③ 1日の活動時間

長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。なお、特別な大会等の3日前は、30分延長を認める。

イ 校長は、1（1）に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、市教委が策定した方針に則り、各部の休養日及び活動時間を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ 県教委及び市教委の方針に準じて、毎週平日に一回（基本は水曜日）にリフレッシュディと、土日のどちらかを休養日とする。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

ア 校長は、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション思考で行う活動、体力つくりを目的とした活動等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部の設置について検討する。

また、文化部についても、各学校の実態に応じて生徒の多様なニーズを踏まえた部の設置について検討する。

イ 生徒の人数の減少及び男女の比率により、部活動の運営が困難になった場合は、休部もしくは廃部の措置をとる。それに伴い全員部活動生の対応をとらず、スポーツ少年団等本人の意思を考慮して郊外部活動への取組を奨励する。

(2) 地域との連携

ア 校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。その際、各地域において、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議する場を設けることも方法の一つとして検討する。

イ 校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。

ウ 校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず平日ににおいても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす。

エ 校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

5 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し

- ア 校長は、運動部や文化部が週末等に開催される様々な大会・コンクール等に参加することが、生徒や部顧問の過度の負担とならないよう、運動部や文化部が参加する大会・コンクール等の数の上限の目安について、県教委や市教委及び県中学校体育連盟と連携し、検討する。
- イ 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・コンクール等を精査する。

6 本年度の部活動運営の詳細

(1) 部活動運営における厳守事項

- ア 平日の活動については、放課後の活動を原則とし活動時間については下記のように定める。

時 期	終了時刻	下校完了時刻	
4月～7月	18：30	18：45	
夏季休業中（7・8月）		別途 計画	
9月（15日まで）	18：30	18：45	
9月（30日まで）	18：15	18：30	
10月（1学期まで）	18：00	18：15	
10月（2学期から） 11月・12月	17：30	17：45	○ 練習終了後、15分以内に下校完了するようとする。 ○ 定期テスト3日前から部活動を中止し、テスト最終日より活動を再開する。
1月・2月	17：45	18：00	
3月	18：15	18：30	

※ 中体連大会、JA杯（バレー）・上位大会につながる大会の14日前より、30分以内の部活動延長を認める。ただし、保護者の承諾を必要とし、校長が承認し、職員会で報告すること。

- a 学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的な活動を行うこととする。
- b 長期活動中の活動については、顧問は休業中の活動計画の提出を義務づける。
- c 大会・練習試合等、校外活動の際は、C4thを活用する。テスト期間中の練習・大会については、上位大会につながる大会のみ校長の承諾を得て認める。
- d 活動においては、学校行事・生徒会活動を優先する。
- e 入部・退部については所定の用紙に記入し、学級担任を通して部顧問に提出する。

(2) 部活動推進上の留意点

- ア 部活動の指導技術だけでなく、学習・生活面を考慮し、適切な部の運営に努める。
- イ 活動場所及び用具等の安全管理につとめ、使用ルールを守れない場合（落書き、破損、不要物の持ち込み、私用物を置く等）は使用不可とする。
- ウ 新入生に関しては、適切な入部指導をする。（終了時刻を早める等）
- エ 保護者との連携を図る。（部活動連絡協議会）
- オ 生徒指導上の問題があった場合は、顧問会で協議する。ペナルティーとして環境整備等を行う場合は、停止期間を概ね1週間とし、再開日は学校で判断する。

(3) 部活動の服装について

シャツ類	<ul style="list-style-type: none">・学校指定の体育服及びジャージ・運動に適したシャツ・その他、部活動指定の服装 <p>※部活動指定→各部で揃えており、学校が許可した服装</p>
ズボン類	<ul style="list-style-type: none">・学校指定の体育服及びジャージ・運動に適した短パン・ジャージ・その他、部活動指定の服装
シューズ	<ul style="list-style-type: none">・該当競技に適応したシューズ（※活動時のみの使用を認める）
防寒着類	<ul style="list-style-type: none">・学校指定のウインドブレーカー・部活動指定のウインドブレーカー及びベンチコート等

(4) 校外での活動をしている生徒についての扱い

- ア 学校外での活動のみの生徒で、該当する中体連大会競技への参加については、本人の意思を尊重し、大会参加を認める。
- イ 部活動の掛け持ちは認めない。（練習も同様とする）

(5) 西諸地区中体連大会参加について

- ア 西諸地区中学校体育大会開催基準に基づき参加を認める。
- イ 参加登録は、1人1競技とする。ただし、駅伝競技においては2重登録を認める。
- ウ 特例として、複数校合同チームでの参加を認める。ただし、県が定める編成規定に基づく。

(6) 外部指導者の手順について

- ア 新年度に部顧問が決定したのちに、各部顧問に外部指導者の必要性を聴取する。
- イ 部顧問が外部指導者を必要とした場合、校長の承諾を得たのちに外部指導者に内諾を得る。
- ウ 校長、教頭、部活動担当、部顧問、該当する部の後援会長、外部指導者で学校経営方針等を説明する場を設ける。
- エ 外部指導者に委嘱状を交付する。任期は1年とし、更新制とする。

(7) 部活動精選について

- ア その年度、1年生が入部段階において、2年生と1年生の入部者数の合計が各競技の大会出場規定人数に達しない場合は、廃部対象とする。
- イ 廃部対象の状況が3年続いた（単独チームでの大会出場実績がない）場合は、廃部とする。
- ウ 3年間入部者がいない場合は、廃部とする。
- エ 廃部となった部活動に所属していた生徒については、他の部活動への転部を推奨する。